## 金融庁における法令適用事前確認手続(回答書)

平成 24 年 12 月 14 日

(照会者) 殿

## 金融庁監督局保険課長

平成24年11月16日付けをもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.(3)の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令(条項)を所管する立場から、照会者(代理人を含む)から提示された事実のみを前提に、照会対象法令(条項)との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

## 1. 回答

照会のあった具体的事実について、保険業法第 275 条第 1 項各号に掲げる者に該当しない照会者が行った場合にも、同法第 275 条第 1 項に違反せず、また同法第 317 条の 2 第 4 号の罰則の対象となるものではないと考える。

2. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠 保険業法第2条第26項によれば、同法における「保険募集」とは、保険契 約の締結の代理又は媒介を行うことをいう。

そして、「保険募集」の趣旨に鑑み、保険業法第 276 条に規定する生命保険募集人及び損害保険代理店の登録や同法第 302 条に規定する届出の要否については、「一連の行為の中で当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する」こととされている(保険会社向けの総合的な監督指針 II - 3 - 3 - 1 (1)②(注)、II - 3 - 3 - 5 (1)②(注)。

これに照らすと、照会者が、照会文書に記載された範囲において、照会者 のインターネット上のサイト(以下「本件サイト」という。)において、保険 募集人や保険仲立人等の保険商品の販売について資格を有する者(以下「保険外交員」という。)から入稿を受けたプロフィールを掲載し、本件サイトを閲覧し特定の保険外交員と連絡を取ることを希望する旨の通知を照会者に行った者(以下「閲覧者」という。)の連絡先情報を、その旨とともに当該保険外交員に対して通知するサービス(以下「本件サービス」という。)は、保険契約の締結の代理に該当しないことは明らかと考えられる。また、以下の事情等を総合的に勘案すると、保険契約の締結の媒介にも該当しないものと認められる。

- ①照会者が閲覧者の連絡先情報等を保険外交員に通知した後は、保険外交員 と閲覧者が自由に交渉し、照会者は一切関与せず、その報告を受けること もないこと等からすると、照会者は保険外交員と閲覧者を引き合わせるに すぎず、照会者の保険契約の締結への関与の程度は小さいといえること。
- ②照会者は、本件サイト上において、特定の保険契約の申込みの推奨を行っておらず、むしろ、保険外交員が本件サイトへの掲載を希望するプロフィールについて、特定の保険商品や保険会社を推奨する内容が記載されないよう形式的審査を行うことに加え、本件サイト上に「本サービスは、特定の保険契約及び特定の保険外交員を推奨するものではありません」との記載を設けていること。
- ③照会者は、本件サイト上において、特定の保険商品の説明を掲載せず、む しろ、保険外交員から入稿を受けたプロフィールについて、特定の保険商 品の内容が記載されないよう形式的審査を行うものであること。
- ④保険外交員が本件サービスの提供を受けるためには、照会者の承認に基づく本件サービスの登録が必要とされ、照会者と保険外交員との間に一定の 契約関係が予定されているものの、資本関係は存在しないこと。
- ⑤保険外交員が照会者に支払う本件サービスの対価は、初回登録料1万500 円及び月額固定料金1万500円のみであり、本件サービスの結果、保険外 交員と閲覧者との間で保険契約が締結されたとしても、照会者は、成功報 酬等の一切の報酬を受領せず、保険外交員と閲覧者を引き合わせた数や保 険契約の締結数に応じた報酬体系とはされていないこと。

したがって、本件サービスがこのようなものである限りにおいて、保険業法第 275 条第 1 項各号に掲げる者に該当しない照会者が本件サービスを行った場合にも、同法第 275 条第 1 項に違反せず、また同法第 317 条の 2 第 4 号の罰則の対象となるものではない。